

別記様式 1

路外駐車場設置（変更）届出書

年 月 日

芝山町長

様

駐車場管理者氏名
又は名称及び住所

駐車場法第 12 条の規定により、次のように届け出ます。

1		駐車場の名称			
2		駐車場の位置			
規 模	3	イ 駐車場の区域の面積		平方メートル	
		ロ 駐車場の用に供する部分の面積 (A+B+C+D)		平方メートル	
	a 建築物である部分	駐車場の用に供する部分の面積 (A)	一般の公共の用に供する部分	(駐車台数)	平方メートル (台)
			それ以外の部分	(駐車台数)	平方メートル (台)
		車路等の面積 (B)		平方メートル	
		b 建築物でない部分	駐車場の用に供する部分の面積 (C)	一般の公共の用に供する部分	(駐車台数)
	それ以外の部分			(駐車台数)	平方メートル (台)
	車路等の面積 (D)		平方メートル		
	駐車場の用に供する部分の面積の合計 (A+C)		一般の公共の用に供する部分	(駐車台数)	平方メートル (台)
			それ以外の部分	(駐車台数)	平方メートル (台)
4 構造	イ 建築物である部分				
	ロ 建築物でない部分				
5 設 備	イ 特殊の装置	a 特殊の装置の有無			
		b 特殊の装置に係る駐車場の設置に関する国土交通大臣の認定の概要	認定の番号		
	ロ それ以外の設備	特殊の装置の名称等			
6		附帯業務のための施設			
7		従業員概数			
8		供用開始 (予定) 日			

<路外駐車場設置（変更）届出書の添付図面>

1. 位置図 縮尺1/10000以上

地形図に路外駐車場の位置を表示する。

2. 平面図 縮尺1/200以上

平面図には次に掲げる事項を表示しなければならない。

- 1) 路外駐車場の境域及び別記様式1の各部分の境域も表示すること。
- 2) 路外駐車場の自動車出口及び入口、自動車の車路その他の主要な施設（建築物の内部にあるものを除く。）
- 3) 路外駐車場の付近の道路並びにその道路内の道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第1項から第6号までに規定する道路の部分、橋及びトンネル

3. 建築物である路外駐車場の場合は、上記のほか

- 1) 各階平面図 縮尺1/200以上
- 2) 立面図 縮尺1/200以上 2面以上
- 3) 断面図 縮尺1/200以上
- 4) 詳細図（屈曲部、傾斜部）縮尺1/200以上
- 5) 照度計算書
- 6) 換気計算書

（注）4）～6）については、法定外書類であるため必要に応じて添付すること。

4. 設計者の表示

設計者の氏名、住所、連絡先（電話のある場合は電話番号）を各図面（右下すみ）に記載すること。

<路外駐車場設置（変更）届出書記入上の注意>

- 1 路外駐車場変更届出書にあつては、変更しようとする部分を朱記すること。
- 2 3のロ欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄においては駐車場の用に供する部分車路、料金徴収施設、操車場所、乗降場その他駐車のため必要な施設の総面積について記載すること。
- 3 3のロのa欄及びb欄の「駐車場の用に供する部分の面積」欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車場の用に供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 4 3のロ欄のa欄及びb欄の「車路等の面積」欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車場の用に供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 5 4のイ欄においては、建築物の階数、建築面積、構造上の種別（木造、耐火構造等の別）、及び避難階段の数を記載すること。なお、大建築物の一部にある路外駐車場にあつては、その旨を記載すること。
- 6 4のロ欄においては、車路及び駐車場の用に供する部分のみについて記載すること。
- 7 5のイのa欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 8 5のイのb欄の「認定の番号」欄においては、用いる特殊の装置に係る駐車場法施行令第15条の規定による大臣認定番号を記載すること。
- 9 5のイのb欄の「特殊の装置の名称等」欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）、製造者名を記載すること。
- 10 5のロ欄においては、特殊の装置以外の換気装置、照明装置、警報装置その他の設備の概要を記載すること。
- 11 6欄においては、路外駐車場の業務に附帯して行う業務のための施設の概要を記載すること。

<供用時間等の明示>

路外駐車場管理者は、利用しようとする者の見やすい場所に、供用時間及び駐車料金の額を明示しなければならない。

また、管理規程の抜すいを明示するようにする。

別記様式2

路外駐車場管理規程（変更）届出書

年 月 日

芝山町長

様

駐車場管理者の氏名

又は名称及び住所

駐車場法第13条の規定（第1項・第4項）の規程により、別添のとおり管理規程を（定め・変更し）たので届け出ます。

1 駐車場の名称

2 駐車場の位置

3 供用開始日（変更日）

年 月 日

4 管理規程

（別添のとおり）

<管理規程に定めるべき事項>

1. 路外駐車場の名称

2. 路外駐車場管理者の氏名及び住所（法人にあつてはその名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名及び住所）

3. 路外駐車場の供用時間に関する事項

休業日並びに1日における供用時間の開始及び終了の時刻

4. 駐車料金に関する事項

駐車料金の額は確定額をもって定めねばならない

また、額の基準は

- (1) 適正な原価を償い、適正な利潤を含む額をこえないこと
- (2) 利用する者に対し不当な差別的取扱いとなる額でないこと
- (3) 利用する者の負担能力をこえるおそれのない額であること

5. 路外駐車場の供用契約に関する事項

路外駐車場に駐車する自動車の滅失又は損傷についての損害賠償に関する事項を含むものでなければならない

6. その他

- (1) 路外駐車場の構造上駐車することの出来ない自動車
- (2) 路外駐車場の業務に附帯して行う燃料の販売、自動車の修理その他の業務の概要

7. 管理規程の変更

管理規程に定めた事項を変更しようとするときは、あらかじめ当該町長に届出なければならない

別記様式3

路外駐車場休止（廃止・再開）届出書

年 月 日

芝山町長

様

駐車場管理者の氏名

又は名称及び住所

駐車場法第14条の規定により駐車場の全部（一部）を次のとおり休止（廃止・再開）したので届け出ます。

1 駐車場の名称

2 駐車場の位置

3 休止（廃止・再開）の日

年 月 日